

様式第 1 号（第 5 条関係）

施設に係る事業計画書

年 月 日

水戸市長 様

住所

氏名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

水戸市一般廃棄物の適正処理に関する指導要領第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり協議します。

事業概要	協議事項		[設置・変更]
	事業内容		
	事業計画地の全地番及び面積		() m ²
	廃棄物処理施設の種類		
	廃棄物処理施設の処理能力		() t / 8 h
	処理する一般廃棄物の種類		
	処分量		() m ³ (t) / 月
	資本金		
	従業員数		
	事業計画地の権利	自社	面積 () m ²
		借地	面積 () m ² 土地所有者の住所及び氏名 () 借地条件 () 抵当権等の設定 (有・無)

注 1 協議事項について該当する内容を○で囲うこと。

【添付書類】

第5条第2項の添付書類は次のとおりとする。

1 施設に係わる基準

- (1) 処理施設の平面図，立体図，断面図及び構造図
- (2) 処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- (3) 処理施設の周辺の見取図
- (4) 処理施設の設置に係る土地の公図の写し及び登記事項証明書
- (5) 処理施設の設置に係る土地の所有権原を有しない場合には，使用する権原を有することを証する書類
- (6) 法人の場合には，定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (7) 個人の場合には，住民票の写し（本籍の記載があるものに限る。）
- (8) 処理施設の位置，構造等の設置に関する計画書
- (9) 処理施設の維持管理に関する計画書
- (10) 処理施設の処理工程図
- (11) 処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- (12) 処理施設の設置に係る土地及び周辺の現況の写真（申請の日前3月以内に撮影したのものに限る。）
- (13) 保管施設を有する場合には，搬入された一般廃棄物が飛散し，流出し，及び地下に浸透し，並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であることがわかるもの。

2 申請者の能力に係わる基準

- (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することがわかるもの
（一財）日本環境衛生センターが行う一般廃棄物処理業に関する講習及び廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した場合終了したことを証する書類又は，法施行規則第17条で定める資格を有する者であることがわかるもの。
- (2) 一般廃棄物の処分を的確に，かつ，継続して行うに足りる経理的基礎を有することがわかるもの

ア 事業の開始に要する資金の総額を記載した書類

イ 資金の調達方法を記載した書類

ウ 確定申告書の写し

（法人：貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表）

（個人：資産に関する調書）

エ 事業収支計画書

（申請に係る事業の将来の収益の見通しについて，特に確認が必要と認める場合）